

令和5年3月30日付けで提出されました「2023年 春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1.勤務労働条件の変更および決定に関しては、十分な労使交渉・協議の実施とそれに基づく合意によるものとし、労使による自主決着とすること。	1. 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な労使交渉を行っていく。
2.物価高騰の影響で、経済的負担が増えていることから、会計年度任用職員の全体での賃金の引き上げをおこなうこと。	2. 会計年度任用職員の給与・報酬水準については、国の技術的助言を踏まえ、正規職員の給料表を基本としている。ただし、基準外単価が設定されている職については、職の特殊性、近隣団体や民間の状況等を総合的に考慮して決定していく。
3.会計年度任用職員制度が導入されてから3年が経過したため、採用4年目以降の再度の任用条件等について十分な説明を行い、本人の希望に沿った人員配置を行うこと。	3. 会計年度任用職員の職については年度ごとに新たな職として設定し、地方公務員法で定める平等取扱いや成績主義の原則を踏まえ、都度選考し採用していく。
4.各職場において適切な人員配置がされているか実態調査およびヒアリングを行い、業務に支障が出ないようにすること。	4. 組織ごとの業務量などを踏まえ、業務に支障が生じないよう、今後も適切な人員配置に努めていく。